

要介護 1 又は 2 の優先入所申込者の取扱い

- 1 要介護 1 又は 2 の方で特例入所に該当すると考えられ、優先入所の申込があった場合は、「優先入所申込書」を添えて、毎月 15 日までに、保険者市町に送付する。
- 2 保険者市町は、意見等がある場合は、当該施設に対し、当月末までに回答する。
特に、特例入所対象者に該当するか否かの判断基準（居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由）のうち、以下の 2 点については、施設側では十分把握できない場合があるので、必要に応じて保険者市町は意見を表明すること。
 - ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等（※）により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
 ※判断するに当たっては、同一圏域内に家族がいるかどうかも考慮する。
「家族」の範囲は、民法（第 877 条（扶養義務者））の規定を考慮し、「三親等内の親族」を目安とする。
- 3 施設は、保険者市町に特例入所対象者に該当するか否かを判断した結果を速やかに通知する。
- 4 入所判定委員会においても、必要に応じて、改めて保険者市町に意見を求めることができるが、その取扱いについては、当分の間、特に定めず、施設と保険者市町の協議により個別に対応するものとする。

※要介護 1 又は 2 の方の申込み自体を妨げるものではないが、特例入所対象者に該当しなければ仮に順番が来ても入所できないことを申込者に十分説明し、理解いただく必要がある。

<参考：平成 27 年 3 月 31 日以前に申し込まれた（特に要介護 2 以下の）方への対応>

各施設から申込者に対し、次の点を踏まえ、文書により通知することが望ましい。

○介護保険法等の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降の特別養護老人ホームへの入所が原則要介護 3 以上の方に限定されること。

○ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があれば、要介護 1 又は 2 の方の施設への特例的な入所が認められること。

やむを得ない事由として考慮すべき事情は以下のとおり。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、認知症高齢者の日常生活自立度が原則としてⅢ以上であること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○現在要介護 1 又は 2 の方で施設への特例的な入所を希望される方については、別途手続き（もしくは再度申し込み手続き）が必要となること。